

案件名称：神川町こども計画（案）

1	意見募集期間	令和7年1月10日（金）～令和7年2月10日（月）		
2	意見提出者			
3	意見提出件数	5件		
4	意見内容			
No.	提出された意見等	件数	実施機関の考え方	修正等の対応
1	高校生の年代は？	1	18～39歳ではなく、15～39歳の誤りだったため修正いたします。	修正
2	「ずっと住み続けたい」の意向が激減する検証（理由）	1	本調査では、理由を問う設問がないため、今後の検討課題とさせていただきます。	無
3	P26とP28から考えると、P61の施策の方向では、体感や活動を主に充実、検討するようですが、こども・若者はひとりでほっとできる場を求めているのではないかと。幾人かや大勢の中でもひとりで居られる場（何かしなくてはならない状況ではない）、居場所が家庭に見つけられない子どもの支援が必要と思う。 他市町と比較して神川町は子育て支援に専門的分野からも、施策の充実感はあると子育て中の方からも言われています。（他分野ですが「就労と、子連れでも楽しめる場所」には力を入れていただきたいです。	1	アンケート調査やこども・若者への意見聴取において、居場所に関する多様なニーズが挙げられています。P61の基本施策3では、町の現在の取組を基本とした地域におけるこどもの居場所の確保に関する具体的事業をお示ししています。 いただいたご意見を踏まえ、P61の具体的事業「多様な居場所の確保」の事業内容を以下のように修正し、こども・若者の多様な居場所の確保に努めます。 修正前 学習支援の場やこども食堂など、多様な居場所の確保に向けた支援に努めます。 修正後 学習支援の場やこども食堂をはじめ、気軽に集い、落ち着ける多様な居場所の確保に向けた支援に努めます。	修正
4	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算〔障害児相支援〕が新設されたことを受け、高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを施策として位置づけて下さい。	1	「基本施策2 障害児施策の充実」として、療育体制の確立や教育環境の充実といった具体的事業を定めており、高次脳機能障害を有する障害児への支援を含むものとして事業の実施に努めます。	無
5	「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施して行って下さい。	1	いただいたご意見を福祉担当と共有し、次期障害者計画策定の参考とさせていただきます。	無